

地球温暖化防止活動推進員の活動について

宮崎県環境森林課

1 活動目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図る。

2 内容

- (1) 国、県、市町村が行う地球温暖化対策に関する取組に積極的に参加し、また、その重要性について地域住民の理解を深めること。
- (2) 地域住民の地球温暖化対策に関する相談を受け付け、助言を行うとともに、その意見や情報を県、市町村その他関係機関へ提供すること。
- (3) 地域住民の地球温暖化防止に資する活動に協力し、必要な情報を提供すること。

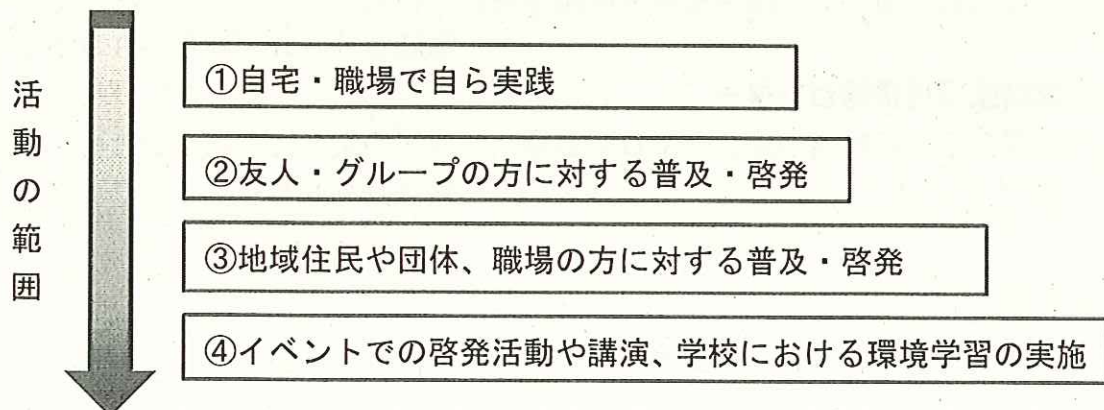
3 任期

委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

4 具体的な取組について

(1) 実践活動

地球温暖化防止に関する具体的な取組を自ら実践するとともに、各地域で友人や地域住民、職場、学校等様々な場面で推進する。



(具体例)

- ・空調の設定温度を見直す（夏は冷房28℃、冬は20℃に設定）。
- ・照明やOA機器等の電源をこまめに切る。
- ・出かける際は、バスや電車、自転車など環境に優しい交通機関を利用する。
- ・エコドライブ（ふんわりアクセル、アイドリングストップ）を実践する。
- ・エコクッキング（火力調整、蛇口の水量調整）を実践する。
- ・マイバック、マイボトルを持ち歩く。
- ・省エネ家計簿、省エネナビなどを使い、CO2排出量をチェックする。
- ・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、電球など）や自動車の買い換え時に省エネ製品を購入する。
- ・太陽光発電や太陽熱温水器を設置する。 など

(2) 活動報告書の提出

(1) による活動内容を別紙1「活動報告書」により、年に2回（上半期・下半期）提出する。

※報告時期に改めて依頼文を送ります。

＜平成26年度活動実績＞ 第10期推進員：68名（7月1日現在）

- ・セミナー講師
- ・学校での環境学習の実施
- ・自治会や婦人会等での啓発
- ・研修会、イベント等への参加
- ・家庭での節電対策
- ・グリーンカーテンの設置
- ・清掃ボランティア活動
- ・エコドライブの実践
- ・廃油キャンドルやマイ箸入れ、廃油石けん等の作成講座 等

5 お問い合わせ先

・宮崎県環境森林部 環境森林課 温暖化・新エネルギー対策担当

～温暖化対策全般について～

電話0985-26-7084

・宮崎県地球温暖化防止活動推進センター（指定先：NPO法人宮崎文化本舗）

～推進員と連携した温暖化対策関連事業について～

電話0985-60-3911

・宮崎県環境情報センター

～環境情報の提供の他、DVDや書籍、グッズの貸し出しについて～

電話0985-23-0322

＜参考＞

県庁HP「みやざきの環境」(<http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/>)

地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第23条の規定に基づき、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るために、県内各地域に地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員の活動)

第2条 推進員の活動は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国、県、市町村が行う地球温暖化対策に関する啓発活動に協力し、地球温暖化対策の重要性に対する地域住民の理解を深めることに努めること。
- 二 地域住民の温室効果ガス排出削減に関する相談を受け付け、助言や関係機関への照会を行うことによって、地球温暖化の防止に努めること。
- 三 地域住民の地球温暖化対策に対する意見及び情報を県、市町村その他関係機関へ提供すること。
- 四 地域住民の地球温暖化防止に資する活動に協力し、必要な情報を提供すること。
- 五 国、県、市町村が行う地球温暖化対策の実施に積極的に協力すること。

(選任)

第3条 知事は、次の各号に該当する者のうちから推進員を委嘱する。

- 一 地域において、環境保全の活動に携わっている者
 - 二 日常生活における省エネルギー活動に対して関心を有する者
- 2 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該推進員を解職するものとする。
- 一 県外に転出したとき。
 - 二 健康上の理由により職務の遂行が困難であると認められるとき。
 - 三 その他推進員として適当でないと認められるとき。

(任期)

第4条 推進員の委嘱の期間は、2年を限度とする。ただし、再任は妨げない。

(守秘義務)

第5条 推進員は、活動を通じて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(庶務)

第6条 推進員に関する庶務は、環境森林部環境管理課で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

地球温暖化防止活動推進員運営要領

1 目的

この要領は、地球温暖化防止活動推進員設置要綱第7条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 身分

地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではない。

3 活動方法

推進員は、地球温暖化防止活動を次により行うものとする。

(1) 次の項目について、自ら率先して取り組み、地域住民にその取組を普及させるとともに地域住民の相談に対し助言を行うこと。

ア 省エネルギー

イ 省資源・リサイクル

ウ その他の地球温暖化防止に関すること

(2) 助言が困難である場合は、関係機関（県環境管理課、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター、市町村環境保全担当課）へ照会するなど適切な処理に努めること。

4 活動報告

推進員は、当該年度の活動結果を上半期は9月30日までに、下半期は3月31日までに宮崎県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式）により環境森林部環境管理課に報告するものとする。

5 研修等

推進員は、宮崎県地球温暖化防止活動推進センター等が行う研修会へ積極的に参加する。また、県は、推進員に対する地球温暖化防止に関する知識及び情報の提供に努め、推進員の資質の向上を図るものとする。

附 則

この要領は、平成11年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

様式

宮崎県地球温暖化防止活動推進員
活動報告書（ 年度 上半期・下半期）

報告者	市・町・村	氏名
-----	-------	----

1 活動実績

月／日	活動内容	活動場所	対象者・数	備考

2 相談・助言等の内容

月／日	相談・助言等の内容	処理結果

平成 23 (2011) 年度宮崎県の温室効果ガス排出状況について

県では、平成 23 年 3 月に策定した「宮崎県環境計画」の中で、基準年（平成 2 年度）比で平成 32 年度までに温室効果ガス 52%削減を目標値として、また平成 27 年度までに 46%削減を中間目標値として掲げています。

この度、平成 23 年度の本県における温室効果ガス排出状況を下記のとおりとりまとめました。

- 今回公表する平成 23 年度の実績から、これまでの「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（第 3 版）（平成 21 年）を参考とした算定方法を、新たに環境省が定めた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）（平成 21 年 6 月）による算定方法に改めた。
- 比較対象となる基準年（平成 2 年度）における温室効果ガス総排出量も上記マニュアルによる算定方法により見直し、総排出量を 16,533 千 t-CO₂ から 16,912 千 t-CO₂ へ変更した。
- 今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により今回とりまとめた値が変更される場合がある。

1 温室効果ガスの排出状況について

- 平成 23 年度の本県の温室効果ガス総排出量は、10,171 千 t-CO₂（二酸化炭素換算、森林吸収源含む。）でした。
- 基準年（16,912 千 t-CO₂）と比較すると、温室効果ガス総排出量は 6,741 千 t-CO₂（39.9%）減少しています。これは、二酸化炭素排出量が 67 千 t-CO₂（0.8%）、一酸化二窒素など二酸化炭素以外の温室効果ガスが 6,674 千 t-CO₂（76.8%）減少したことによるものです。
- 前年度と比較すると、総排出量は 817 千トン（8.7%）増加しています。これは、原発の停止に伴う火力発電の増加による電気の使用に伴う CO₂ 排出原単位※ の悪化により、電力消費に伴う排出量が大幅に増加したことが大きな要因であると考えられます。

※CO₂ 排出原単位とは

ある活動によって消費したエネルギー使用量当たりの CO₂ 排出量の標準的な分量。電気事業においては、発電電力量 1 kWh 当たりの CO₂ 排出量として、CO₂ 排出量を使用電力量で除した、使用端 CO₂ 排出原単位が用いられている。

表 1 : 温室効果ガス排出状況

	【基準年】 平成 2 年度 (千 t-CO2)	平成 23 年度			平成 27 年度 中間目標値 (千 t-CO2)	目標達成に必要な削減	
		(千 t-CO2)	基準年比	前年度比		削減量 (千 t-CO2)	基準年比※
温室効果ガス 総排出量	16,912	10,171	▲39.9%	8.7%	9,142	1,029	▲6.1%
エネルギー起源 二酸化炭素	8,225	8,158	▲0.8%	16.9%	6,606	1,552	▲18.9%
二酸化炭素 (排出量)	8,225	9,449	14.9%	20.0%	6,606	1,552	▲18.9%
森林吸収(吸収量)	-	▲1,291	-	▲44.6%	-	-	-
二酸化炭素以外の 温室効果ガス	8,687	2,013	▲76.8%	▲15.2%	2,536	-	-

※ 基準年比：この欄は、“温室効果ガス総排出量”の欄で説明すると、「目標達成のためには平成 23 年度排出量からさらに 1,029 千 t-CO2 を削減する必要がある、この削減量は基準年比で 6.1%に相当する」ことを意味しています。

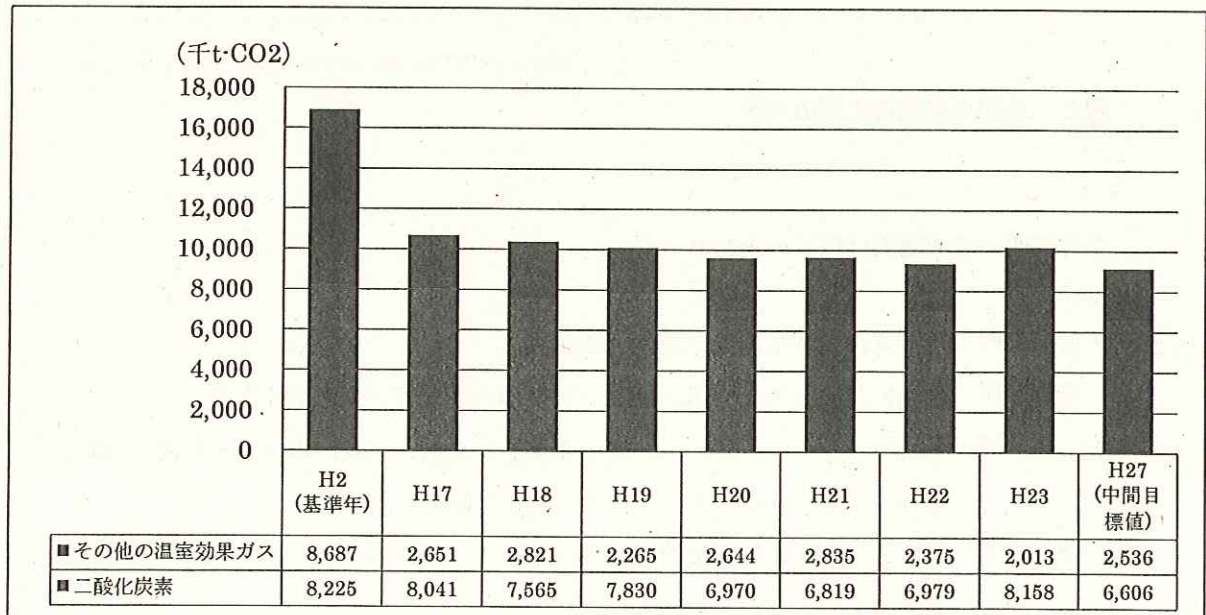
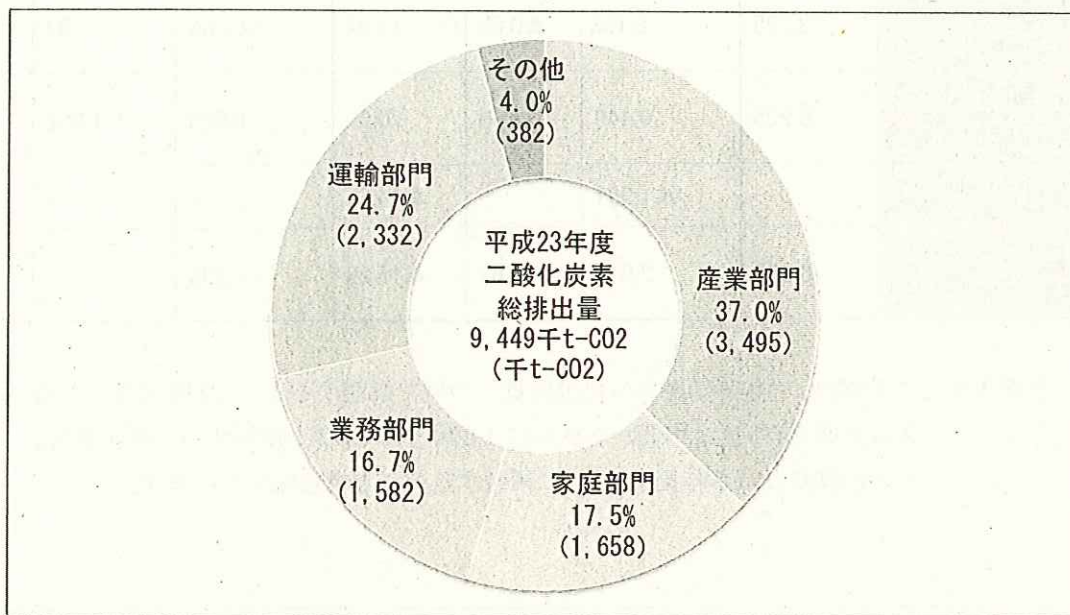


図 1 : 温室効果ガス排出量の推移 (森林吸収源を含む)

2 二酸化炭素の排出状況について

二酸化炭素排出量9,449千t-CO₂の内訳をみると、産業部門が37.0%(3,495千t-CO₂)で最も割合が高く、次に運輸部門が24.7%(2,332千t-CO₂)、家庭部門が17.5%(1,658千t-CO₂)、業務部門が16.7%(1,582千t-CO₂)、その他が4.0%(382千t-CO₂)となっています。



※端数の四捨五入処理により総計が100%にならない

図2：二酸化炭素排出量の内訳

※各部門の構成要素は以下のとおりです。

- ・産業部門：製造業、農林水産業、鉱業、建設業
- ・家庭部門：家庭におけるエネルギー消費（自家用自動車等の運輸関係を除く）
- ・業務部門：事務所・ビル、デパート、卸小売業、飲食店、学校、ホテル・旅館、病院、劇場・娯楽場、その他サービス（福祉施設等）
- ・運輸部門：自家用自動車、旅客部門（乗用車・バス）、貨物部門（陸運・海運・航空）
- ・その他：廃棄物部門、エネルギー転換部門

表 2 : 二酸化炭素の排出状況

	【基準年】 平成 2 年度 (千 t-CO2)	平成 23 年度 (千 t-CO2)		平成 27 年度 中間目標値 (千 t-CO2)	目標達成に必要な削減			
			基準年比		前年度比	削減量 (千 t-CO2)	基準年比	
総排出量 (① - ②)	8,225	8,158	▲0.8%	16.9%	6,606	1,552	▲18.9%	
二酸化炭素排出量 ①	産業部門	4,078	3,495	▲14.3%	▲4.1%	3,095	400	▲9.8%
	家庭部門	1,101	1,658	50.6%	25.1%	776	882	▲80.1%
	業務部門	841	1,582	88.1%	86.1%	899	683	▲81.2%
	運輸部門	2,040	2,332	14.3%	▲3.10%	1,836	496	▲24.3%
	その他 (廃棄物焼却等)	165	382	131.5%	41.0%	-	-	-
	計	8,225	9,449	14.9%	20.0%	6,606	2,843	▲34.6%
森林吸収 ②	-	▲1,291	-	▲44.6%	-	-	-	

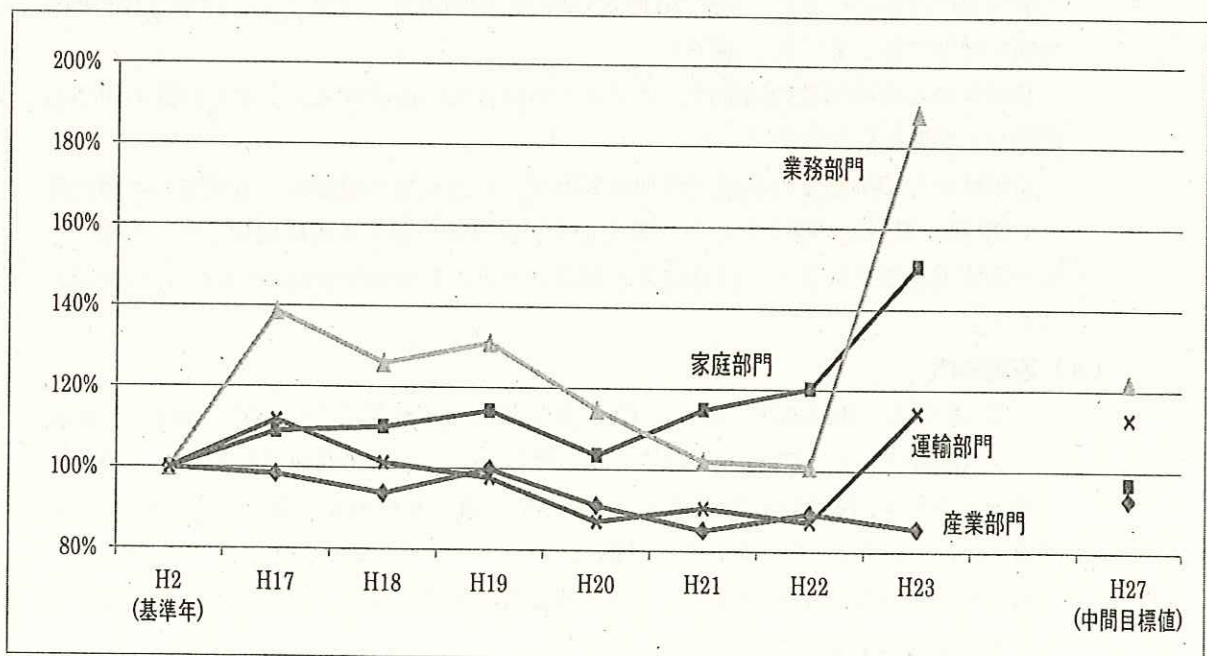


図 3 : 部門別二酸化炭素の排出量の推移
(基準年における各部門の排出量を 100 とした場合。)

(1) 産業部門

平成 23 年度の産業部門における CO2 排出量は 3,495 千トンであり、基準年と比較すると、14.3%減少しています。また、前年度と比べると 4.1%減少しました。(表 2)

基準年からの排出量の推移をみると、他の部門と比較して横ばい傾向にあり、平成 21 年度時点で目標を達成しています(図 3)。前年度からの排出量の減少は、東日本大震災などによる生産量の減少に伴い、製造業からの排出量が減少した影響などが考えられます。また、今回の算定方法変更により、計算結果を従来システムと単純比較出来ないことが挙げられます。

(2) 家庭部門

平成 23 年度の家庭部門における CO2 排出量は 1,658 千トンであり、基準年と比較すると、50.6%増加しています。また、前年度と比べると 25.1%増加しました。(表 2)

排出量の推移をみると、平成 15 年度以降、増加傾向にあり、平成 23 年度も増加しています(図 3)。

基準年からの排出量増加の要因として、家庭用機器のエネルギー消費量が機器の大型化・多様化等により増加していること、世帯数が増加していること等により電力等のエネルギー消費が大きく増加していることが挙げられます。

前年度からの排出量の増加は、火力発電の増加による電気の使用に伴う CO2 排出原単位の悪化により、電力消費に伴う排出量が大幅に増加したためと考えられます。

(3) 業務部門

平成 23 年度の業務部門における CO2 排出量は 1,582 千トンであり、基準年と比較すると、88.1%増加しています。また、前年度と比べると 86.1%増加しました。(表 2)

排出量の推移をみると、平成 20 年度以降減少傾向にあったものの、平成 23 年度は大幅な増加に転じました。(図 3)

基準年からの排出量の増加は、オフィスの O A 化の進展等による電力消費の伸びの影響などが考えられます。

前年度からの排出量の大幅な増加の要因は、火力発電の増加による電気の使用に伴う CO2 排出原単位の悪化により、電力消費に伴う排出量が大幅に増加したことや、今回の算定方法変更により、計算結果を従来システムと単純比較出来ないことが挙げられます。

(4) 運輸部門

平成 23 年度の運輸部門における CO2 排出量は 2,332 千トンであり、基準年と比較すると、14.3%増加しています。また、前年度と比べると 31.0%増加しました。(表 2)

基準年から排出量の推移をみると、平成 17 年度以降概ね減少傾向にあったものの、平成 23 年度は増加となりました。(図 3)

前年度からの排出量の増加は、今回の算定方法変更により、計算結果を従来システムと単純比較出来ないことが挙げられます。

3 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出状況について

二酸化炭素以外の温室効果ガスの総排出量 2,013 千 t-CO₂ の内訳をみると、一酸化二窒素が 60.7% (1,221 千 t-CO₂)、メタン・フロンガス等が 39.3% (792 千 t-CO₂) となっています (図4)。

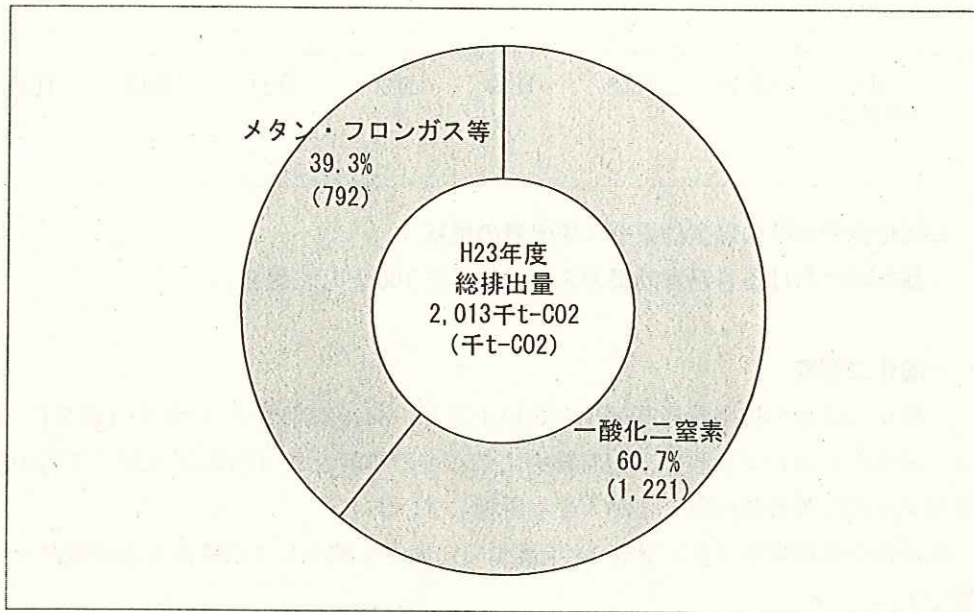


図4：二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の内訳

表3：二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出状況

	【基準年】	平成 23 年度		平成 27 年度	目標達成に必要な削減		
	平成 2 年度 (千 t-CO ₂)	平成 23 年度 (千 t-CO ₂)	基準年比	前年度比	中間目標 (千 t-CO ₂)	削減量	基準年比
二酸化炭素以外の 温室効果ガス	8,687	2,013	▲76.8%	▲15.2%	2,536	-	-
一酸化二窒素	7,813	1,221	▲84.4%	▲20.7%	-	-	-
メタン・フロンガス等	874	792	▲9.4%	▲5.3%	-	-	-

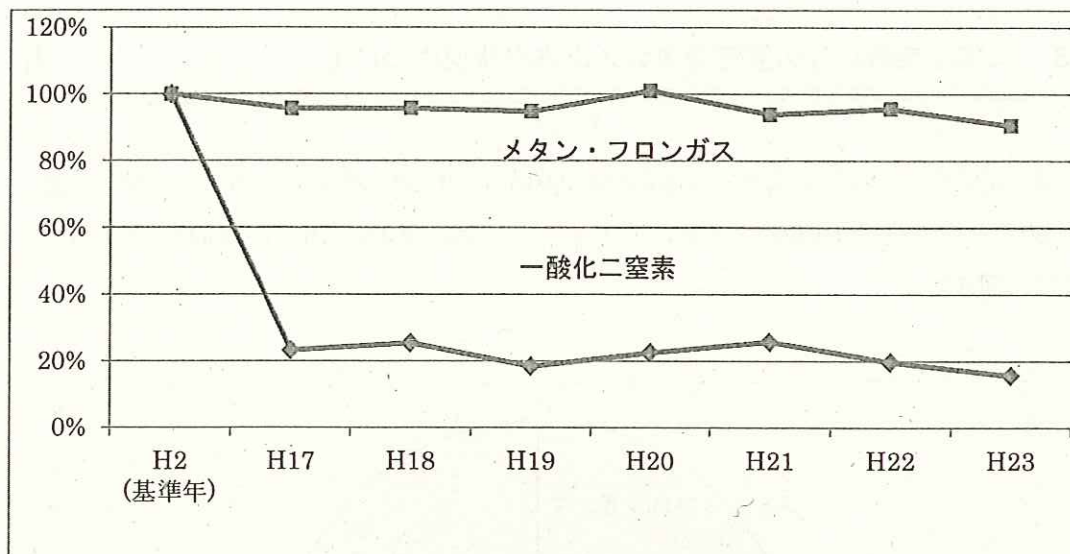


図5：二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の推移
(基準年における各温室効果ガスの排出量を100とした場合。)

(1) 一酸化二窒素

一酸化二窒素の排出量を基準年と比較すると、84.4%削減しています(表3)。これは、基準年において一酸化二窒素総排出量に占める割合が47.8%だった、工場からの排出が大幅に改善されたことが大きく影響しています。

排出量の推移をみると、平成14年度までに大きく減少して以降大きな増減はない状態です。

(2) メタン・フロンガス等

メタン・フロンガス等の排出量を基準年と比較すると、9.4%減少しています(表3)。排出の推移をみると、平成17年度以降の排出量は減少傾向で推移し、平成20年度にいったん増加したものの、平成21年度から再び減少傾向で推移しています。(図5)

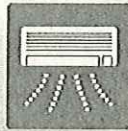
この夏も節電へご協力お願いします

～昨夏と同様の節電への取り組みを！！～

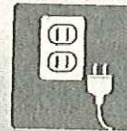
九州経済産業局
九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議



不要な照明を
できるだけ
消しましょう！

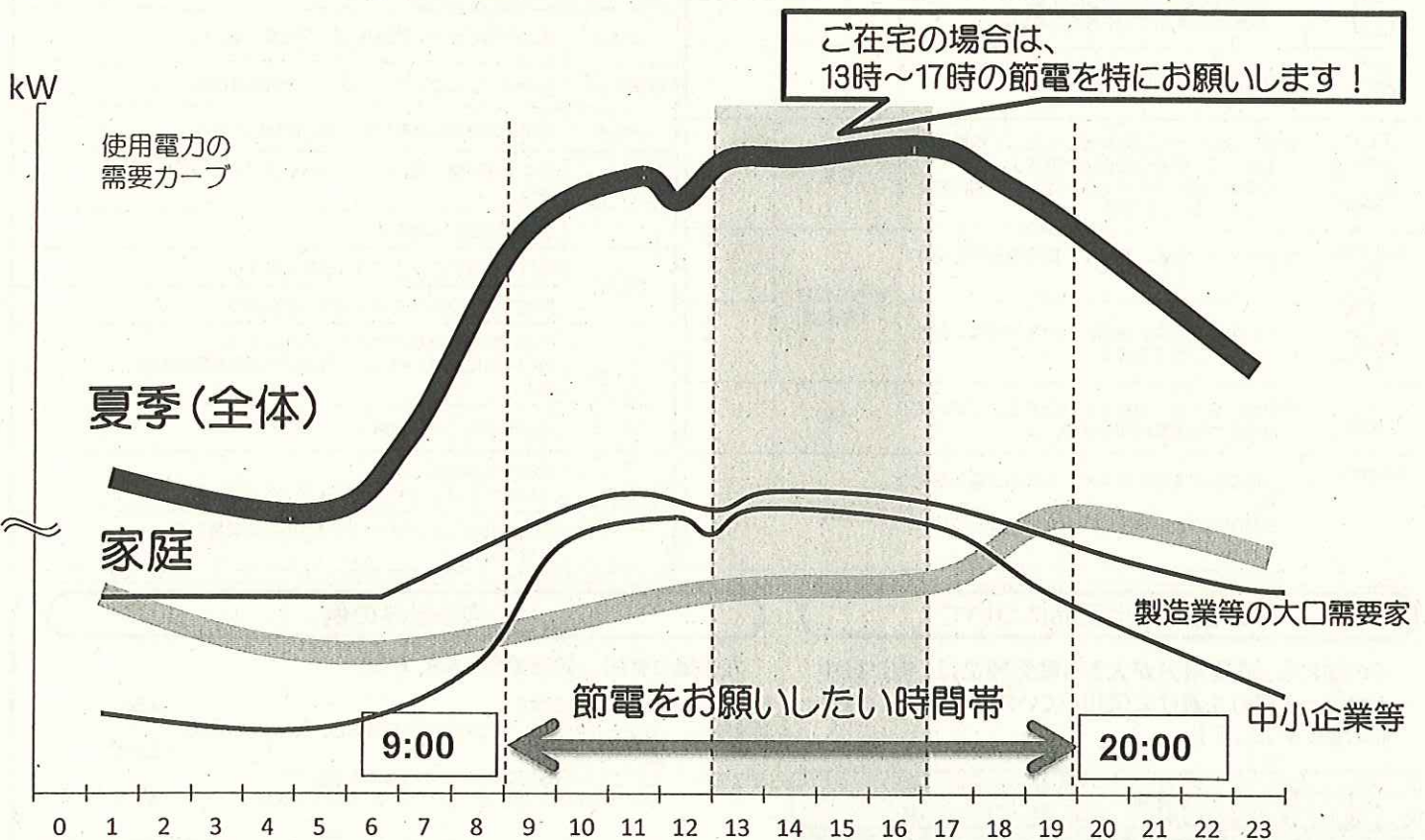


室温28度を
心がけましょう！



使わない機器の
プラグは
抜きましょう！

夏季平日の電力の使われ方（イメージ）



※九州地方は日の入り時間が遅いため夕方17時までピーク時間を想定しています。

平成27年5月22日、政府の「2015年度夏季の電力需給対策」が決定され、九州管内では「数値目標を伴わない節電」をお願いすることとなりました。今夏の電力需給見通しは、昨夏ご協力頂いた節電効果の実績を加味（※定着節電）した電力需給を前提としており、火力発電所等の計画外停止が発生するリスクを踏まえると、依然として厳しい状況です。

（※九州管内ではH22年度比▲8.6%（151万kW）を見込む）

つきましては、生活や経済活動等に実質的な影響が生じない範囲で、節電のご協力をお願い申し上げます。

節電にご協力いただきたい期間・時間帯
平成27年7月1日(水)～平成27年9月30日(水)
平日 9:00～20:00
(8/13(木)及び8/14(金)を除く)

～節電メニュー(ご家庭向け)を参考に、節電をお願いします～

※資源エネルギー庁推計(在宅家庭の日中の最大使用時(約1,200W)に対する削減率の目安)

基本となる10の節電メニュー		削減率(削減率)	チェック
エアコン	①室温28℃を心がける。 (設定温度を2℃上げた場合)	10%	
	②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。 (エアコンの節電になります。)	10%	
	③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。 ※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。	50%	
冷蔵庫	④冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。 ※食品の傷みにご注意ください。	2%	
照明	⑤日中は不要な照明を消す。	5%	
テレビ	⑥省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。 ※標準→省エネモードに設定し、使用時間を2/3に減らした場合	2%	
温水洗浄便座	⑦温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。 ⑧上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	どちらかで、1%未満	
ジャー炊飯器	⑨早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%	
待機電力	⑩リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。	2%	

夏の昼間に家庭で最も電気を消費するものは？



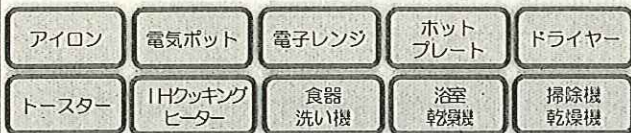
エアコン(58%)、冷蔵庫(17%)、テレビ・照明・待機電力等(15%)、その他(10%)であり、～エアコンの節電は特に重要です！～

※資源エネルギー庁推計(夏の昼間(14時頃)の使用例)

さらに効果を高める節電メニュー		チェック
エアコン	フィルターをこまめに掃除する。	
	2部屋でそれぞれ使用している場合には、1部屋(1台)に減らして使用する。 (仮に、350Wを2台を使用している場合、約30%の節電効果となります。)	
冷蔵庫	壁との間に適切な間隔を空けて設置する。	
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切る。	
洗濯機	容量の80%程度を目安にまとめ洗いをする。	
パソコン	日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使う。	
	省電力設定を活用する。	
掃除機	紙パック式はこまめにパックを交換する。	
	昼間のピーク時はモップやほうきを使う。	
ライフスタイル	節電のための家事スケジュールを立てる。 日中(特に13時～17時)を避けて電気製品を使用する。	
	外出や旅行による節電。	
契約見直し 見える化	契約電力の見直し (節電料金メニュー、適切なアンペア設定等)	
	電力会社のウェブサイトに登録頂き消費電力を「見える化」	

その他の電化製品について

その他にも、消費電力が大きい電気製品は、特に日中(13時～17時)を避けて使用していただくなど、ご協力をお願いいたします。



取り組みの例

九州電力管内(定着節電 ▲8.6%)

照明	不要な照明を消す	▲5%
冷蔵庫	設定を「中」に、扉の開閉時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにする	▲2%
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。	▲2%

＝合計▲9%

省エネ家電への買い替えや、LED照明への交換も節電・省エネに有効です

省エネ家電への買い替えに際しては、統一省エネラベルを参考にしてください。
(お使いの電気製品をより大型のものに替えると、消費電力が増えることもありますのでご注意ください。)



■具体的な節電メニューや事業者向けの節電メニューについては、九州経済産業局ホームページ「省エネ・節電情報コーナー」(<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/suishin-kaigi/setuden.htm>)及び 政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」(<http://setsuden.go.jp/>)にアクセスしてください

■メールマガジン「エナコロ通信」のご案内(ご登録が必要です)
節電要請期間中、翌週の電力需給予想、節電対策情報、需給ひっ迫警報等を配信します。
ご登録は九州経済産業局ホームページからお願いします。
<http://www.kyushu.meti.go.jp/merumaga/mailmagazin.html>

【お問い合わせ先】
九州経済産業局
エネルギー環境広報室
TEL: 092-482-5467